

平成 30 年度 コンテンツ産業新展開強化事業
(我が国コンテンツの海外展開を図るための多様な資金調達手法に関する検証事業)

共同企画開発契約 (タームシート)

青山綜合法律事務所 弁護士
三島 可織
照井 勝

目 次

1. はじめに	2
2. 前提となる情報	2
(1) 書面のタイトルについて	2
3. 共同企画開発契約タームシートサンプルとその解説	3
(1) 契約当事者	3
(2) 企画の特定	4
(3) 成果物の特定	6
(4) 企画開発期間	6
(5) 企画開発費用	7
(6) 企画開発スケジュール	8
(7) 原作に関する権利	9
(8) 脚本家等	10
(9) 承認	10
(10) クレジット	11
(11) 権利の帰属	12
(12) 譲渡禁止	13
(13) 秘密保持	13
(14) 準拠法	14
(15) 紛争解決	14
(16) ロングフォーム・タームシートの拘束力	15

1. はじめに

複数の当事者が共同で企画開発を行う際には、当事者間において、企画開発の目標、費用負担、権利関係等を書面により合意しておく必要があります。本稿では、国際的な共同企画開発において、海外の企画開発パートナーと契約交渉をはじめめるにあたって、プロデューサーが検討すべき事項を明らかにするために、共同企画開発契約のタームシート（主要な契約条件の一覧）のサンプルを提示して、その趣旨、内容、留意点等について解説します。

本稿では、国際的な共同企画開発を行うことになったプロデューサーが、次回の契約交渉に臨むにあたって、あるいはその前段階として弁護士等の専門家に相談をするにあたって、最低限検討しておくべき事項を中心に解説しています。例えば、プロデューサーが専門家と初回の打ち合わせをする際に、本稿記載のタームシート部分に希望する条件を記入する等の準備をしておけば、有意義な打ち合わせが行えるでしょう。

共同企画開発には様々な形がありますが、本稿では、二当事者が費用を分担して映画の企画開発をする場合を想定しています。このような形態の共同企画開発は、近年、日本と中国との間のプロジェクトなどにおいて特に増加傾向にあります。

なお、本タームシートサンプルはあくまでもひとつの例であり、このまますべてのケースで使用できるものではありません。実際に契約交渉や取引を行う際には、弁護士などの専門家にご相談のうえ、それぞれの事情を踏まえたタームシートや契約書を作成して使用するようになさってください。

2. 前提となる情報

(1) 書面のタイトルについて

契約条件の覚書的な意味で作成される書面には、MOU、Term Sheet、Deal Memo 等、様々なタイトルのものが存在します。それらの中には、日本においては馴染みのないものもあり、書面のタイトルが意味するところの理解をめぐって混乱が生じるケースも見受けられることから、以下に簡単に解説します。

Term Sheet :

交渉の初期段階において契約条件の骨子を書面化したものです。拘束力はないという理解が一般的です。

LOI (Letter of Intent) :

Term Sheet とほぼ同義ですが、LOI はM&Aにおいてよく用いられる傾向があります。Term Sheet 同様、拘束力はないという理解が一般的です。

MOU (Memorandum of Understanding) :

Term Sheet や LOI とほぼ同様の目的で用いられる場合や、その他の合意を長文契約によらずに書面化する目的で用いられる場合があります。拘束力がない場合と拘束力がある場合があります。なお、日本人は好んで MOU というタイトルを用いる傾向があるように見受けられますが、ハリウッドなどではあまり用いられないようです。

Deal Memo :

エンタテインメント業界において、ロングフォーム（詳細な条件を定めた正式契約）の前段階として、あるいはその代わりに締結される契約であり、通常は拘束力があるものと理解されま

Short-Form Agreement :

エンタテインメント業界でよく用いられるもので、用途は Deal Memo と同様です。Short-Form Agreement も、通常は拘束力があるものと理解されます。

各書面の一般的な理解については上記のとおりですが、日本法のもとでは、契約は、当事者間の申し込みと承諾の意思表示の一致があれば成立し、書面の方式等は要求されていません。そのため、上記に挙げたような書面のタイトルそのものは、拘束力の有無の判断に決定的な影響をもたず、拘束力の有無は書面の内容や当事者の意思によって判断されます。また、上記の各書面の意義の理解は国や業界によって微妙に異なる可能性があります。そのため、書面のタイトルにかかわらず、拘束力の有無を明文で定めることが必要です。

3. 共同企画開発契約タームシートサンプルとその解説

以下のタームシートサンプルでは、国際的な共同企画開発という性質上、英文により締結することを想定しており、和文はその参考訳となっておりますのでご注意ください。

(1) 契約当事者

Parties.

“XYZ”

Company name:	[Company name]
Address:	[Address]

“ABC”

Company name:	[Company name]
Address:	[Address]

当事者

「甲」

会社名	《会社名を記入》
所在地	《所在地を記入》

「乙」

会社名	《会社名を記入》
所在地	《所在地を記入》

はじめに、共同企画開発に参加する当事者を特定しています。本タームシートは二者間での共同企画開発を前提としていますが、三者以上の当事者が参加する場合もあり得るため、その場合は、適宜当事者を追加することになります。また、EU 諸国において活用されることの多い補助金制度や税金に関する公的支援制度を利用する場合には、想定されるビークル（制度利用等の目的達成のためだけに利用される組織体）が当事者になることもあります。

(2) 企画の特定

Definition.

“Picture”

Title:	《作品タイトルを記入》
Format:	[Live-action / Animation] [TV series / Theatrical feature-length / etc.]
Number of episodes:	<u>XX</u> episode(s)
Length:	<u>XX</u> minutes [per episode]
Language:	《作品に用いられる言語を記入》

“Original Work”

Title:	《原作のタイトルを記入》
Author:	《原作の著者名を記入》
Format:	[Novel / Comic / Movie / etc.]
Copyright holder:	《原作の著作権者名を記入》

定義

「本作品」

タイトル :	《作品タイトルを記入》
形式 :	[実写/アニメーション] [テレビシリーズ/劇場版長編映画/その他]
話数 :	全●●話
時間 :	1話あたり●●分
言語 :	《作品に用いられる言語を記入》

「本原作」

タイトル :	《原作のタイトルを記入》
原作者名 :	《原作の著者名を記入》
形式 :	[小説/マンガ/映画/その他]
著作権者 :	《原作の著作権者名を記入》

ここでは、共同企画開発の対象となる企画を特定しています。対象となる企画を特定することが目的であるため、タイトルや時間等はこの段階における暫定的なものを記載すれば十分です(むしろそれに留まらざるを得ないというのが実情です)。

また、当該企画が既存の原作に基づくものである場合には、原作のタイトル及びその著者(著者と著作権者が異なる場合には、これに加えて著作権者)を記載します。原作の著者及び著作権者に関しては、原作の権利者を明らかにすることで、誰との間でどのような権利処理を行う必要があるのかを明らかにするという意義もあるため、企画開発の初期において確認しておくべき事項です。特に複数のクリエイターが原作の創作または権利関係に関与している場合や、原作の

権利に相続が発生している場合には、後々の紛争を回避するためにも、徹底的な調査が必要です。

(3) 成果物の特定

Co-Development.

The parties agree to co-develop the Picture [based on the Original Work]. The parties will jointly prepare the [treatment / screenplay / pilot film / etc.] of the Picture (the “Development Material”).

共同企画開発

両当事者は、[本原作に基づいて、] 本作品の共同企画開発を行うことに合意する。両当事者は、共同で、本作品の[トリートメント/脚本/パイロット版/その他]（以下「本開発資料」という。）を制作する。

ここでは、共同企画開発の成果物を特定しています。「(4) 企画開発期間」「(5) 企画開発費用」に記載する一定の期間・費用の中でどこまでの企画開発を行うのかという、ゴールに関する認識を当事者間で共有しておくための定めです。成果物としては、一般的には脚本（テレビシリーズの場合は最初の数話分の脚本）が想定されるものの、パイロット版等が成果物となる場合もあります。当事者は、企画開発期間終了後に、この成果物に基づいて作品の制作を継続するかどうかを検討し、またこれと並行して資金調達や配給のためのピッチを行っていくこととなります。

(4) 企画開発期間

Development Period.

XX months commencing on the date of this Term Sheet.

企画開発期間

本タームシートの締結日から●●カ月間

共同企画開発契約においては、企画開発に一定の期限を設けることが多く見受けられます。また、企画開発期間満了前においても、両当事者が企画開発の中止を合意した場合や、重要なクリエイターの参加が得られない場合、さらには想定していた一定の資金調達の目途が立たない場合など、一定の場合には企画開発から撤退する旨をあらかじめ規定することもあります。なお、撤退にあたって、一方の当事者が単独で、または第三者と共同で企画開発を継続する場

合には、撤退までの間に制作された成果物の利用に関する合意が必要となりますが、これについては「(11) 権利の帰属」で解説します。

(5) 企画開発費用

Development Cost.

Up to USD XXXXX, which shall be split between the parties as follows:

XYZ	<u>XX</u> %
ABC	<u>XX</u> %

Base Currency: [USD / JPY / Other]

Each party will convert any sums due the other party to the Base Currency at the prevailing exchange rate on the date due at a bank designated by the party making each payment.

企画開発費用

USD ●●●●●を上限とし、両当事者で以下の割合で負担する：

甲	●●%
乙	●●%

基準通貨：[USD/JPY/その他]

各当事者は、他の当事者に対する支払金額を、各支払いを行う当事者が指定する銀行における支払期日の一般的な為替レートによって、基準通貨に換算するものとする。

企画開発費用の上限の定めと、当事者間における費用負担割合の定めです。企画開発費用については、タームシート締結後より具体的な見積もりを作成することになりますが、あらかじめその概要をタームシートに添付することも考えられます。

また、企画開発費に含めることができる費用と、含めることができない費用の定義を設けておくことも有益です。とりわけ実務慣習や母国語が異なる国際的な共同企画開発においては、費用負担の内容・範囲に関して、当事者間の認識に思わぬ形で齟齬が生じることがあります。企画開発費の主な項目としては、脚本制作費、原作オプション料、調査費用等があり、アニメの場合にはこれらに加えて、コンセプトアートやキャラクタービジュアルの制作費等の項目が挙げられます。それ以外にも、金額の大きな項目に関しては事前に協議し、タームシートに明記することが重要です。これに加えて、費用負担の際に基準とすべき通貨、さらには必要に応じて適用される為替率の基準日等についても明記しておく必要があります。

なお、当事者間における費用負担割合が、「(11) 権利の帰属」で規定する、成果物に係る権利共有の割合の決定の基準となることが典型的ですが、費用負担割合と権利の割合が異なる形での合意をすることも可能です。

そのほか、企画開発費用がタームシートに定めた金額を超過する場合に、超過分を当事者間でどのように負担するのかについても規定されることがあります。超過分の負担に関する定めの内容としては、例えば、当初の費用負担割合と等しい割合で負担する、一方当事者が負担する、超過した費用の項目により負担者を振り分けるといった方法が考えられます。

(6) 企画開発スケジュール

Development Schedule.

- a. Engagement of the writer: within XX days after execution of this Term Sheet.
- b. Initial creative meeting: within XX days after engagement of the writer.
- c. Preparation of treatment by [XYZ / ABC]: within XX days after the initial creative meeting.
- d. [XYZ / ABC] shall review the treatment and give a notice of approval or disapproval with specific reason(s) within XX days after its receipt of the treatment. If the treatment is disapproved, the revised treatment shall be submitted within XX days after receipt of the disapproval (this process will be repeated until the treatment is approved).
- e. The parties will proceed to the writing of the screenplay once the treatment is approved.
- f. [Other]

企画開発スケジュール

- a. 脚本家の決定：本タームシート締結後●●日以内
- b. 最初のクリエイティブミーティング：脚本家の決定後●●日以内
- c. [甲/乙]によるトリートメントの制作：最初のクリエイティブミーティングの後●●日以内
- d. [乙/甲]は、トリートメントを検討し、承認または具体的な理由付きの非承認の通知をトリートメントの受領後●●日以内に行う。トリートメントが非承認とされた場合、修正されたトリートメントを非承認通知の受領後●●日以内に提出する（この手順をトリートメントが承認されるまで繰り返す）。
- e. トリートメントが承認され次第、両当事者は脚本の執筆を開始する。

f. [その他]

いずれの当事者が、いつまでに何をするのかを明確にするための項目です。本タムシートに記載したスケジュールはあくまで一例であり、国際的な共同企画開発の場合、実際のスケジュールはまさにケースバイケースとなります。

また、ここでは、一方当事者が制作したトリートメントに対して、他方当事者が承認権を有する場合の手續についても規定しています。承認手續の遅延により制作が滞ることを防止するために、承認または非承認の回答期限、非承認の場合には具体的な理由を付けなければならないこと、さらには非承認の場合の再提出期限を定めています。とりわけ国境を跨ぐプロジェクトにおいては、このような実務上の取り決めが、国内プロジェクトに比べて非常に重要であり、このような詳細なプロセスに関する規定が、思わぬリスクの回避につながります。

(7) 原作に関する権利

Right to the Original Work.

[XYZ / ABC] shall be responsible for acquiring the exclusive right to develop, produce and otherwise exploit the Picture from the author and/or copyright holder of the Original Work in a written agreement. The terms and conditions of the agreement shall be pre-approved by the other party.

本原作に関する権利

[甲/乙] は、本原作の著者及び/又は著作権者から、本作品の企画開発、制作及びその他の方法による利用に関する独占的な権利を書面契約により取得する責任を負う。当該契約の条件については他の当事者の事前承諾を要する。

原作に基づく企画開発の場合には、原作の著作権者との間で、原作使用契約ないしオプション契約を締結する必要があります。ここでは、いずれの当事者が原作の著作権者との間の契約交渉を担当するかを定めています。また、実在する人物に関する作品等、原作以外に権利処理が必要となり得るものがある場合には、どの範囲で権利処理が必要であるかを検討し、その責任者を定める必要があります。「(2) 企画の特定」において述べたとおり、原作等の権利に相続等の承継が発生して権利関係が複雑化している場合もあります。そのため、将来の紛争防止の観点からも、タムシート交渉の段階で権利関係について調査を行うべきです。

なお、共同企画開発契約の締結以前に、一方当事者が既に原作使用契約ないしオプション契約を締結している場合もあります。当該契約において共同企画開発が許容されていない場合には、締結済みの契約の相手方から、共同企画開発を行うことについて承諾を得る必要があるので注意してください。

これに加えて、資金調達の前提条件として、原作等の権利関係が適切に処理されていることを書面で証明すること（Chain-of-title）が要求される場合があります。そのため、プロジェクトの初期段階から契約書作成を含む権利処理の書面化を心掛けるようにしてください。権利処理を事後的に行うと時間的・金銭的成本が増大する傾向にあるうえ、権利処理そのものが不可能になっているということもありえます。

(8) 脚本家等

Engagement of [Writer / Producer / Director].

[XYZ / ABC] shall suggest the [screenwriter / producer / director] for the Picture. If the parties mutually agree on the suggested [screenwriter / producer / director], [XYZ / ABC] shall negotiate and conclude written agreements with the [screenwriter / producer / director]. The terms and conditions of each agreement shall be pre-approved by the other party.

〔脚本家/プロデューサー/監督〕の決定

〔甲/乙〕は、本作品の〔脚本家/プロデューサー/監督〕を提案する。両当事者が提案された〔脚本家/プロデューサー/監督〕について相互に合意した場合、〔甲/乙〕は、〔脚本家/プロデューサー/監督〕との間の書面による契約を交渉・締結する。各契約の条件については他の当事者の事前承諾を要する。

ここでは、脚本家の決定プロセスを定めるとともに、いずれの当事者が脚本家との間の契約交渉を担当するかを規定しています。なお、本タームシートでは、一方当事者が脚本家を提案し、他方当事者が承認するものとしています。

また、企画開発段階でプロデューサー、監督、キャスト等との契約を締結するような場合には、その契約交渉責任者も定める必要があります。

(9) 承認

Approvals.

The parties shall mutually have the right to approve all creative, business and financial matters with respect to the Picture.

承認

両当事者は、本作品に関するすべてのクリエイティブ、ビジネス及び財務事項について相互に承認権を有する。

企画開発における決定事項に関して、いずれの当事者が、何に対して承認権を持つのかを定める項目です。本タームシートでは、すべての事項について両当事者が承認権を有するものとしていますが、項目ごとに承認権者を定めるといった方法も考えられます。

なお、当事者が費用負担を折半する場合には、これに比例するかのごとく平等の承認権が相互に付与される傾向にあります。しかしながら、一方当事者が主として資金供与の役割を担い、他方当事者が主としてクリエイティブの役割を担っている場合には、完全に平等な承認権を与える取り決めを行うと、かえって共同企画開発の目的を阻害してしまうことになりかねません。それぞれが長所・短所を有しており、それを補完・助長するために共同企画開発というストラクチャーを選択したのであれば、その厳然たる現実を認識し、必要に応じて相互に裁量を与えることは一考に価すると思えます。

また、両当事者が平等な承認権を有する場合は特に、両当事者の意見の相違により膠着状態 (deadlock) となることを避けるため、一方当事者が最終決定権 (tie-breaking vote) を有する旨を定めることもあります。仮にラフな規定であったとしても、この種の規定を設けておくことで、不当な遅延の回避につながります。さらに、財務に関しては、各当事者が他方当事者に対して監査の権限を有する旨の定めを置く場合もあります。

(10) クレジット

Credit.

Each of XYZ and ABC shall be accorded a [Production] credit on-screen and in paid-ads. In addition, XXX shall be accorded “[Executive Producer]” credits. All credits shall be in accordance with standard industry norms.

クレジット

甲と乙は、それぞれ、オンスクリーン及び有料広告に [Production] としてクレジットされる。また、●●●●●は [エグゼクティブ・プロデューサー] としてクレジットされる。すべてのクレジットは標準的な業界規範に従うものとする。

作品に各当事者がどのようにクレジットされるかという点は重大な関心事であるため、企画開発時点で合意しておくべきです。ハリウッドにおいては、いわゆる Union (WGA や SGA などの職能別組合) による強制的な (または実務慣習的な) クレジットに関する団体協約的な取り決めが存在するため、クレジットに関する合意の自由度は低いです。他方、国際的なプロジェクトにおいては、そのようなクレジットに関する取り決めは存在しないことがほとんどであり、当事者の合意の自由度は比較的高いといえます。そのため、上記の定めに加えて、必要に応じて各クレジットの表示の順番、大きさ、長さ等を詳細に規定することも検討してください。

(11) 権利の帰属

Rights.

- a. All rights to the Development Material shall be [jointly owned by the parties at the rate set forth in Section 6 / owned by [XYZ / ABC] / etc.].
- b. In the case where either party (“Non-Participating Party”) decided not to proceed to the production of the Picture, the other party shall have the exclusive right to purchase Non-Participating Party’s rights to the Development Material at [Non-Participating Party’s development costs] and to produce the Picture using the Development Material.

権利

- a. 本開発資料に対するすべての権利は、[第 6 条に定める割合で両当事者が共有する / [甲 / 乙] が保有する / その他]。
- b. 当事者の一方（以下「不参加当事者」という。）が本作品の制作を行わないという決定をした場合には、他の当事者は、本開発資料に対する不参加当事者の権利を [不参加当事者の開発費用] で買い取り、本開発資料を利用して本作品を制作する独占的な権利を有する。

a. は、共同企画開発において制作された成果物に対する権利（所有権、著作権等）を、当事者間でどのように帰属させるかを定める項目です。「(5) 企画開発費用」で述べたとおり、権利の帰属は典型的には企画開発費用の負担割合に応じて決定されますが、これと異なる内容の合意をすることも可能です（例えば、地域やメディアを基準として帰属させるなど）。また、一方当事者が発案し、他方当事者に持ち込んだ企画のような場合には、企画発案者である当事者に権利を 100% 帰属させる一方で、費用については他方当事者が多く負担するといった定めもあり得ます。

b. は、一方当事者が作品の制作を行わない旨の決定を行った場合に、他方当事者が共同企画開発の成果物を利用して制作を継続することができるようにするための規定です。本タームシートでは、一方当事者が、不参加当事者の権利を買い取る権利を有する旨を規定しています。買取価格については、本タームシートでは開発費用の償還のみで買い取ることができると定めていますが、開発費用に加えて利息の支払いを要するとする定めや、不参加当事者にロイヤリティを支払うとする定めなども考えられます。

なお、当事者が三者以上である場合には、一の当事者が離脱した場合に、その権利を残りの当事者がどのような費用負担で買い取り、どのような割合で帰属させるのかという点も検討する必要があります。

また、上記に加えて、一方当事者のみで作品を制作することになった場合に、不参加当事者が

何らかの形でクレジットされるのかどうか、クレジットされる場合にはどのようなクレジットなのかを、あらかじめ規定しておくことも考えられます。特に企画発案者である当事者が離脱する場合には、例えその後のプロジェクト進行によりストーリーやキャスティング等が大幅に変更されたとしても、一定のクレジットや費用負担を主張されることが多いため、慎重を期すべきです。

(12) 譲渡禁止

Assignment.

Neither party may assign its rights or obligations hereunder, in whole or in part, without the prior written consent of the other party.

譲渡禁止

いずれの当事者も、他の当事者の事前の書面による同意なくして、本タームシートに基づく権利又は義務を譲渡してはならない。

本タームシートから生じる権利や義務を、相手方の事前の書面承諾なく第三者に譲渡することを禁止する条項です。国際的な共同企画開発においては、相互に相手方当事者の制作能力や作風といった特性を重要視してパートナーシップを組むことが一般的であるため、相手方当事者が変わってしまうとその前提が崩れてしまいます。しかしながら、日本法と異なり、契約上の地位移転に相手方の承諾を要しないという法制も存在することから、日本法以外が準拠法とされた場合には譲渡禁止の規定は特に重要となります。

(13) 秘密保持

Confidentiality.

Neither party shall disclose the terms and conditions of this Term Sheet, any information concerning the Development Material or Picture or any information of the other party, or use those information for any purpose other than the development of the Picture, or make any public announcement or press release regarding the Picture or this Term Sheet, without the prior written consent of the other party.

秘密保持

いずれの当事者も、他の当事者の事前の書面による同意なくして、本タームシートの条件、本開発資料若しくは本作品に関する情報または他の当事者に関する情報を開示してはならず、こ

これらの情報を本作品の企画開発以外の目的で使用してはならず、また、本作品又は本タームシートに関しての公表やプレスリリースをしてはならない。

当事者間の秘密保持義務を定める項目です。秘密情報を、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示すること、及び本作品の企画開発以外の目的で使用することを禁止しており、秘密保持義務の対象となる情報として、本タームシートの条件、企画開発の内容に関する情報及び相手方に関する情報を挙げています。

また、共同企画開発や作品に関する公表やプレスリリースのタイミング・内容に関しては、各当事者が諸々の事情を考慮して決定する事柄であることから、一方当事者が無断で行うことを禁止しています。

なお、「(16) ロングフォーム・タームシートの拘束力」で解説しているとおり、タームシートには法的拘束力がないものとされることも多いですが、その場合でも、ここで定める秘密保持義務は法的拘束力を有するものとすべきです。

(14) 準拠法

Governing Law.

[Japanese law / etc.]

準拠法

[日本法/その他]

タームシートの準拠法に関する定めです。準拠法とは、契約をどの国の法律に従って解釈するかの場合、日本法と外国の法律との間で、契約の効力に関する法律の規定や、解釈方法が違うといったことがあります。そのため、準拠法の定めがないと、契約の効力や解釈が不安定になるというリスクがあることから、必ず準拠法についての合意をしておくべきです。

日本のプロデューサーとしては、日本法を準拠法とすることが望ましい場合が多いですが、相手方も自国法を準拠法とすることを求めてくるのが一般的であるため、必ずしも日本法を準拠法とできるとは限りません。外国法が準拠法となる場合には、その国の弁護士による確認を検討する必要があります。

なお、秘密保持義務と同様、タームシートに法的拘束力がないとする場合であっても、この準拠法に関する定めは法的拘束力を有するとしておくべきです。

(15) 紛争解決

Dispute Resolution.

[Exclusive jurisdiction of Tokyo District Court / etc.]

紛争解決

[東京地方裁判所の専属的管轄/その他]

当事者間で紛争が発生した場合に、裁判によるのか仲裁によるのか、またその場所はどこにするのかを定める項目です。

日本のプロデューサーとしては、日本の裁判所における裁判を紛争解決方法とすることが、言語や裁判費用の観点から望ましい場合が多いと考えられます。ただし、中国など一部の国においては、日本の裁判所の判決が執行できないため（東京高判平成 27 年 11 月 25 日（平 27（ネ）2461 号）など）、注意が必要です。そのような場合には、仲裁条項を設けることを検討することになります。

なお、「(14) 準拠法」で解説した準拠法の定めと、本項目の紛争解決の定めは、Boilerplate（定型文言）に属するものとしてタームシートでは省略されることも多いですが、ハリウッドを相手方とする交渉において、タームシートで明確な合意をしなかった場合には、相手方は、カリフォルニア州法を準拠法とし、ロサンゼルスを仲裁地とする仲裁を当然の前提としています。そのため、これと異なる準拠法や紛争解決方法を主張する場合には、タームシートの段階からその旨を明確にしておくことが望ましいと考えます。

(16) ロングフォーム・タームシートの拘束力

Long Form / [Non-Binding / Binding Effect].

The parties agree to work in good faith to execute a long-form agreement incorporating the terms set forth herein (the “Long-Form Agreement”). [This Term Sheet shall not be binding on the parties hereto except Section 13 (Confidentiality) and Section 14 (Governing Law, which shall be binding and expressly survive any termination hereof. / Until such time as the parties execute the Long-Form Agreement, this Term Sheet shall, upon signature by both parties, be binding between the parties.]

ロングフォーム/ [非拘束/拘束力]

両当事者は、本タームシートに定める条件を含むロングフォーム契約（以下「ロングフォーム契約」という。）を締結するために誠実に作業することに同意する。[本タームシートは、(13) 秘密保持及び (14) 準拠法を除き、両当事者に対する拘束力を有しない。/両当事者がロングフォ

ーム契約を締結するまでは、本タームシートが、その締結により、両当事者間に対する拘束力を有する。]

タームシートの締結後、両当事者は、ロングフォーム（詳細な条件を定めた正式契約）の締結に向けて交渉を開始することになります。

一般に、タームシートはディスカッションの目的で取り交わされ、法的拘束力はないものとして扱われることが多いと思われませんが、疑義を解消するためにも法的拘束力の有無について明記しておくべきです。仮にタームシート全体には拘束力を認めないとしても、秘密保持義務及び準拠法については、タームシートの法的拘束力を認めるようにすべきでしょう。

なお、タームシートに法的拘束力を認める場合はもちろん、法的拘束力がないと定める場合であっても、一度タームシートに定められた条件をロングフォームにおいて覆すことは困難なことが多いため、締結にあたっては慎重を期すようにしてください。

また、タームシートにおいて基本的事項について合意しているとはいえ、ロングフォームの交渉には時間を要することが多く、特に国際共同製作において英文のロングフォームを締結する場合には、日本の契約に比べて分量が多く、交渉に数カ月かかることも珍しくありません。そのため、ロングフォームの交渉と並行して企画開発が進行するような場合には、タームシートに法的拘束力を認めることが当事者の意思に合致する場合があります。